

決議

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備や経営の健全化推進に全力を傾注しているところであるが、地域のニーズに対応した適切かつ良質な医療を提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の更なる充実強化とともに、危機的な状況が続いている医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よつて、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、特に次の事項について実現を期すものである。

記

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特に過疎地、産科、小児科、救急医療に対して、地方交付税措置等の拡充強化を図ること。
- 一、東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、被災した自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、緊急医療システムの再構築を含め、救急医療体制の確保・充実を図ること。
- 一、地域の医師不足・偏在を解消するため、一定期間における地域医療への従事システムを構築するなど抜本的な対策を緊急に講じること。
- 一、医学部の定員増及び地域枠の拡大を更に図るとともに、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立など抜本的な対策を講じること。
- 一、出産や育児等により離職している女性医師や看護職員等の復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など働きやすい職場環境の整備を図ること。
- 一、医師の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。

以上、決議する。

平成二十四年五月九日